

## 下関市地区下水道事業区域外流入に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定に基づく下関市公共下水道事業認可区域の区域外から上下水道局の公共下水道の排水施設に汚水を排除すること(以下「区域外流入」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例(平成17年条例第467号。以下「条例」という。)及び下関市下水道事業区域外流入に関する受益者分担金徴収条例施行規程(平成19年上下水道局規程第10号。以下「規程」という。)の例による。

### (区域外流入の対象要件)

第3条 区域外流入については、次に掲げる基準に該当し、下関市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める範囲のものとする。

(1) 公共下水道埋設道路に隣接する宅地であること。公共下水道埋設道路に隣接する宅地とは、原則として、当該道路に建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項に掲げる数値の敷地が接する場合であって、当該道路から概ね60m以内に汚水を排除する建築物等が存在する場合とする。ただし、管理者が特別の事情により区域外流入を認めるときはこの限りでない。

(2) 汚水を原則として自然流下により公共下水道に流入させることができること。自然流下については、将来とも自然流下による排水が不可能と考えられる場合において、ポンプによる排水であっても自然流下とみなすことができる。

(3) 排除する汚水の量は、公共下水道施設の許容範囲内とし、公共下水道として維持管理ができること。許容範囲内とは、水量については、原則として公共下水道の流下系統内の各下水道施設の余裕量の最小範囲とし、次の数値をいずれも超えないものとする。

管 渠 流下系統内の各管渠の利用申請時の最大実測流量が計画流量以下の場合は、満管流量と計画流量との差のうち最小値、計画流量を超える場合は、満管流量と実測流量との差のうち最小値

ポンプ場 流下系統内の各ポンプ場の現有送水能力と利用申請時の

最大流入量との差のうち最小値

処 理 場 現有施設の処理可能流量と利用申請時の最大流入量との  
数値差

- ( 4 ) 排除する汚水の水質は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 2 条の 2 並びに下関市下水道条例（平成 1 7 年条例第 2 9 0 号。以下「下水道条例」という。）第 1 1 条、及び第 1 2 条の規定により下水道に排除することができる水質とする。

( 許可 )

第 4 条 管理者は、申請者より規程第 5 条の規定による申請を受け、第 3 条の規定により区域外流入の許可をした場合においては、申請者に対してその旨を通知するものとする。

( 取付管及びますの設置 )

第 5 条 下水道条例第 4 条第 1 号に規定する公共下水道のますその他の排水施設の設置は、申請者から許可の申請があり公共下水道の利用を許可したときは、公共汚水枳設置確認書作成業務取扱基準により、これをおこなう。

( 工事の施工 )

第 6 条 申請者は、第 4 条の許可に係る工事を行うときは、下水道条例及び関係法令を遵守し、管理者の指示に従わなければならない。

( 受益者分担金 )

第 7 条 管理者は、条例第 5 条の規定に基づき、区域外流入を行う受益者から、条例第 3 条により算定された額の受益者分担金を徴収する。

( 下水道使用料 )

第 8 条 管理者は、下水道条例第 2 1 条の規定に基づき、区域外流入をした使用者等から、公共下水道の使用について、下水道条例第 2 2 条により算定された額の使用料を徴収する。

( 補則 )

第 9 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。